

広島市告示(安佐北区)第86号
令和8年8月17日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように廃止したので、建築基準法施行規則第10条に基づき公告します。
この関係図書は、広島市安佐北区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一實

1. 廃止番号 第 3 号
2. 廃止年月日 令和8年8月17日
3. 道路の位置 広島市安佐北区可部南二丁目258番1の一部
4. 幅員及び延長 幅員 4.20 メートル
 延長 6.60 メートル